

## 戦国より漢初に至る春秋説話伝承の一側面：読馬王 堆漢墓帛書『春秋事語』

近藤，則之  
久留米工業高等専門学校

<https://doi.org/10.15017/18080>

---

出版情報：中国哲学論集. 10, pp.1-22, 1984-10-30. 九州大学中国哲学研究会  
バージョン：  
権利関係：

## 戦国より漢初に至る春秋説話伝承の一側面

— 読馬王堆漢墓帛書『春秋事語』 —

近藤 則之

### は じ め に

一九七三年十二月、湖南省長沙馬王堆第三号漢墓より出土した多くの帛書の中に、十六条の春秋期の説話を記したものがあつた。この帛書は『文物』一九七七年第一期の誌上に『春秋事語』という仮題（もと無篇題）のもとに、その釈文及び若干の注釈が、張政烺氏の解題とともに掲載された。更に一九七八年七月には同帛書の原物大の図版と釈文及び注釈が、同時出土の『戦国縦横家書』と仮題を付けられた帛書のそれと併せて、『馬王堆漢墓帛書』〔参〕として文物出版社より刊行された。

出土以来今日まで、公開済みの諸帛書の中で、『老子』甲乙両本とその巻前あるいは巻後の古佚書や『戦国縦横家書』については、戦国から漢初の歴史・思想史の一端を探る上での重要な資料として、内外の強い関心を集めているが、『春秋事語』については、その内容が春秋説話の僅々十六条の雑録であり、歴史や思想史等の面においては特に見るべきものがないものの如くであるためか、あまり関心は高くない。上述の張氏以外に、出土直後の『文物』誌上に、中国の一、二の学者の個人的見解が示されている程度である。

今日の文献資料中、春秋説話の伝承の担い手として、通常には『左伝』や『国語』が想起されるが、これらの書はその成立の確かな時期や意義について未だに定説を見ない。新出土の帛書『春秋事語』はその記載内容が、『左伝』や『国語』のそれに甚だ似ているものであるが、これは同時資料としてとりも直さず漢初における春秋説話の伝承の一形態を示すものである。よって、本帛書は当時春秋説話がどのようにして伝承されていたか、また『左伝』や『国

語』がどのような状況にあったかについて、大きな示唆を与えてくれるものと期待される。小論では、以上のような関心より、『春秋事語』を吟味して得られた結果をまとめてみたい。

帛書『春秋事語』の体裁の細かな点については前掲の『文物』等を参照していただくこととして、直ちにその十六條の春秋説話の内容を検討したい。ただその書写の時期について述べておくと、本帛が高祖劉邦の諱を避けていないところから、前二〇〇プラス・マイナス一〇年とみられている（前掲『春秋事語』解題）。しかし、前漢初期の避諱はさほど厳密でなかったということである①から、可能性として、その時期は三号墓主の死亡年、前一六八年②近くまで下り得る。よって小論では当面この立場に立つておく。

さて『春秋事語』十六章はおおむね、導入としての事件・事態を叙述する部分、その事件の当事者あるいは客観的立場にある者の対話・議論・評論の部分、末尾に事件・事態の結末を叙述する部分の三段落によって構成されている。今、前掲釈文及び注を参考にしながら十六章それぞれの梗概を、事件・事態の発生した国や年、及び類似説話を載せる文献、その他参考事項と併せてまとめると次表のようになる。表中の章名は、各章冒頭に見える字句をそのまま採った仮称であり、これは前掲の釈文の中で用いられたものによるものである。梗概については、右に述べた構成に従って、(1)導入の叙事文、(2)言説部分、(3)結末の叙事文に分けて記した。なお、本帛書は巻首部分の破損が激しく、内容をほとんど読みとれない部分もあるので、その部分は他の文献、特に『左伝』により補える箇所は補った。事件・事態の発生年については『春秋』及び『左伝』の紀年に従い、春秋魯侯の諡によって記し、西暦を付した。また、類似説話を載せる文献は、前掲注釈に提示されているものに、筆者の調査しえた範囲内のものを付加した。

章次	章名	梗	概	該当 国	事 実 発 生 年	類 似 説 話 を 載 せ る 文 献	備 考
----	----	---	---	---------	-----------------------	--	--------

四	三	二	一
<p>魯文公 章</p>	<p>韓魏章</p>	<p>燕大夫 章</p>	<p>殺里克 章</p>
<p>(1) 魯の文公死後の後継問題で東門襄仲が嫡を殺し、反対派叔仲惠伯を殺さんと、偽君命によっておびき出そうとしたこと。 (2) 宰公襄目人の惠伯に対する注告。 (3) 襄中が惠伯を殺したこと。</p>	<p>(1) 晋の智氏が韓氏魏氏を率いて、趙を晋陽に攻めたこと。 (2) それに対する□赫の議論。 (3) 韓・魏・趙の三家が智氏に反したこと。</p>	<p>(1) 燕の大夫子□が晋に勝ち、帰国して飲至（祖廟での飲酒典礼）を行なったこと。 (2) その弟子車の右の行為に対する批判。 (3) 後に晋に大敗したこと。</p>	<p>(1) 晋の惠公が同国の大夫里克を殺したこと。 (2) 右のことに對する某人の批判？ (3) 破損のため不明。</p>
<p>魯</p>	<p>晋</p>	<p>燕</p>	<p>晋</p>
<p>文公十八年 前六〇九年</p>	<p>悼公四年 前四五三年</p>	<p>？</p>	<p>僖公十年 前六五〇年</p>
<p>左伝、同上年 人間訓</p>	<p>左伝、哀公二十六年 国語、晋語九年 韓非子、喻老・十過 戦国策、趙・魏・韓策 史記、趙・晋世家 淮南子、人間訓</p>	<p>他書に見えず。</p>	<p>左伝、同上年 国語、晋語三 史記、晋世家</p>
<p>「宰公襄目人」別の箇所では「襄負人」に作る。 左伝、公冉務人に作る。 注告の内容、左伝よりかなり詳。</p>	<p>□赫の議論他文献にみえず。</p>	<p>この燕を張政娘氏北燕とみる（春秋事語解題）。</p>	<p>言説者、言語内容破損のため不明。</p>

八	七	六	五
<p>晋献公 欲襲虢 章</p>	<p>齐桓公 与蔡夫 人乘舟 章</p>	<p>伯有章</p>	<p>晋献会 得隋会 章</p>
<p>(3) 諫言の通り、晋が虢討伐の帰路、 虞をも滅ぼした事。</p> <p>(2) 虞の宮子柯（左伝作「奇」）の虞 公への諫言。</p>	<p>(1) 齊の桓公の蔡夫人が、桓公に無礼 をなしたため、これを蔡に帰す。未 だ絶たざるうちに蔡人これを他に嫁 した事。</p> <p>(2) 士説の蔡滅亡の予言。</p> <p>(3) 桓公が蔡を滅ぼした事。</p>	<p>(1) 鄭の伯有と某人との対立。</p> <p>(2) 伯有に対する閔子辛の批判とその 死の予言。</p> <p>(3) （伯有の死）と子産が鄭の相とな った事。</p>	<p>(1) 晋の献公のために魏州余が、秦に 亡命した賢者隋会を呼び戻さんと策 略し、秦君、暁朝の諫止を聞かず隋 公を帰した事。</p> <p>(2) 某人による暁朝の死の予言。</p> <p>(3) 暁朝の死。</p>
<p>虞・晋</p>	<p>蔡・齐</p>	<p>鄭</p>	<p>秦・晋</p>
<p>僖公二年 及び五年 前六五八 及び 前六五三</p>	<p>僖公三 四年 前六五七 （六五六）</p>	<p>襄公二十九 （三〇年） 前五四五 （五四四）</p>	<p>文公十三 年 前六一四</p>
<p>左伝・公羊・穀梁、同 上 年 國語、晋語二 韓非子、十過、喻老 呂覽、權勳 史記、晋世家</p>	<p>左伝、同上年 管子、大匡篇 韓非子、外儲説左 上</p>	<p>左伝、同上年</p>	<p>左伝、同上年 韓非子、説難 史記、晋世家</p>
<p>某人、左伝その他の文献 「荀息」に作る。 『文物』等の釈文注、穀 梁伝に近いとする。</p>	<p>大匡篇、「蔡夫人」を 「宋夫人」に作り、主旨 もやや異なる。 士説の予言他書に見えず。</p>	<p>某人、左伝では公孫黒。 梗概の（ ）部、前後閔 係、及び左伝の記事によ って補う。閔子辛の言説 他文献に見えず。</p>	<p>晋献公は靈公の誤り。 某人の予言、他文献に見 えず。 韓非子、暁朝の死のみを 記す。</p>

十二	十一	十	九
<p>長万宋 之第士 章</p>	<p>魯桓公 少章</p>	<p>呉人会 諸侯章</p>	<p>衛獻公 出亡章</p>
<p>(1) 宋の長万と宋公の争い。 (2) 某人の宋公に対する批判と、その死の予言。 (3) 衍文のため不明。</p>	<p>(1) 魯の隠公、桓公を撰す。これに代つて公位に即けとする公子筆の言を隠公が放置したこと。 (2) この隠公に対する閔子辛の批判と公子筆の陰謀の予言。 (3) 筆の讒言により、桓公が隠公を殺したこと。</p>	<p>(1) 呉主宰の盟に、衛君遅れ、(盟後) 呉、これを止めたこと。 (2) 魯の子貢の呉の太宰喜に対する弁護。 (3) 呉が衛君を許したこと。</p>	<p>(1) 衛の獻公、他国へ亡命し、帰国を寧召子に凶ったこと。 (2) 某人の寧召子への、入国を許せば必ず患があると諫言。 (3) 寧召子聞かず、これを入る。入国後、獻公、寧召子を殺したこと。</p>
<p>宋</p>	<p>魯</p>	<p>衛・呉</p>	<p>衛</p>
<p>莊公十一年 前六八三 六八二</p>	<p>隱公元年 及び十一年 前七二二 及び 前七二二</p>	<p>哀公十二年 前四三八</p>	<p>襄公二十六年 二十七 前五四七 五四六</p>
<p>左伝、同上年 公羊、莊公十二年 史記、宋世家</p>	<p>左伝、同上年 公羊、隱公元・四年 穀梁、同 右 史記、魯世家</p>	<p>左伝、同上年</p>	<p>左伝、同上年 史記、衛世家</p>
<p>某人の言説、他書に見ず。 前章の冒頭三十余字を衍す。</p>	<p>閔子辛の言説、他書に見えず。</p>	<p>左伝と極めて似る。</p>	<p>某人、左伝「石宰殺」に作る。その諫言、左伝よりかなり詳。</p>

十三	十四	十五	十六
宋 荆戦 泓水之 上章	呉 伐越 章	魯 莊公 有疾章	魯 桓公 与文姜 会齊侯 子楽章
(1) 所謂「宋襄の仁」 (2) 魯の士匱の批判と宋の敗戦の予言。 (3) 宋の大敗。	(1) 呉が越を伐つて囚えた捕虜を、呉王、船の番人としたこと。 (2) 紀譚の批判とその破滅の予言。 (3) 捕虜が呉王を殺したこと。	(1) 魯の莊公の後継をめぐる争い。 (2) その中で立った閔公への閔子辛の批判とその破滅の予言。 (3) 共仲が閔公を殺したこと。	(1) 魯の桓公夫人をめぐる魯侯と齊侯の争いの中で齊侯、公子彭生をして魯侯を殺させたこと。 (2) 彭生に対する医寧の批判とその死の予言。 (3) 齊侯が彭生を殺したこと。
宋	呉	魯	魯・齊
僖公三十二年 年 前六三八	襄公二十九年 前五四四	莊公三十二年 閔公二年 前六六二 六六〇	桓公十八年 前六五四
左伝・公羊・穀梁同 上年 韓非子、外儲説左上 史記、宋世家	左伝・公羊・穀梁同 上年	左伝・公羊・穀梁同 上年 史記、魯世家	左伝、同上年 管子、大匡篇 史記、齊世家
士匱の評論、他書に見えず。	紀譚の言説、他書に見えず。	閔子辛の言説、他書に見えず。	左伝、史記、医寧の言説 見えず。管子、大匡篇と極めて似る。

十六章とも、記述する所の事件・事態がいつ起ったかは記していない。のみならず、右の表より明らかなように、各章が年代順に配列されているわけでもなく、国ごとのまとまりもない。それぞれが独立した説話で、横の関連はない。テーマもまちまちでにわかには本書の意図する所を見窮め難い感がある。

なお、各章中の言説部分は、備考欄に示しているように他の文献に見えないものが多い。更に附言しておかなければ

ばならないのは、右表に示しているように、第二章以外のすべての類似説話が『左伝』に見えているが、言説部分まで含めて共通性を有するのは、四・八・九・十の四章のみで、そのうち極めて類似するのは、十章のみということである。

## 二

続いて、『春秋事語』の性格やその編集の時期等について検討したい。

そこでまず前掲の張政煥氏の解題における『春秋事語』の性格に関する見解を参考しておく、それは以下のごとくである。

『国語』・『楚語下』には申叔事が楚の莊王に太子教育論を述べた記事があり、そこには「春秋」・「世」・「語」等、九種の教育科目が列挙してある。これは恐らく周代以来の貴族の子弟を教育する伝統的方法であって、これらに記されていたと思われる歴史上の國家の興亡や政治的な言語によって、貴族的な教養を身につけていたと考えられる。教科書はその分量が多く、内容が複雑であれば、当然の勢としてその抄録が作られる。その代表的なものが『史記』・『十諸侯年表序』に、「鐸椒為楚威王傳、為王不能尽觀春秋、采取成敗、卒四十章、為鐸氏微」とある『鐸氏微』四十四章であり、『春秋事語』も正にこの『鐸氏微』と性格を同じうする書である。ただし、『春秋事語』は分量も少なく、体裁も混乱している。これらのことを総合すれば、本書は文化的レベルの低い、頭の古い教書先生によって、兒童用に編集されたものであり、將來本格的に「春秋」・「世」・「語」等を学習するための予備読本である。

おおよそ以上が張氏の『春秋事語』の性格に関する見解である<sup>③</sup>。周代以来、事実として「春秋」・「世」・「語」等を貴族の教育科目としていたかどうか甚だ疑問があり、張氏の見解はいささか臆測に過ぎる感があるが、しかし、本書が貴族の教養書として編集されたものであることは、本帛書の所持者、即ち第三号墓々主の所持目的の方から見ても領けるようである。第三号墓々主は長沙国丞相軟侯利蒼の子で、生前は武官であったとみられている<sup>④</sup>。本帛書の所持者が、学者あるいは史官ということであれば、他の何らかの所持目的を考えなければならないが、武官という

ことであれば、春秋説話の雑録たる本書は、専ら個人的範囲内の教養を目的としたものであるとみなされる。

更に『春秋事語』の性格に関して卑見を述べてみると、本書はまず莫然とはあるが、歴史書的な意義をもつものである。本書記載の説話の時代を見ると、上は魯の隱公より下は三晋による智氏滅亡までであり、奇しくも『左伝』の記述する時代の始めと終わり一致し、『国語』のそれとは終わりが一致している。『春秋事語』の編者に『左伝』や『国語』と同様の時代区分に関する意識があったかどうかは明確ではないが、少なくとも戦国期に属する説話が一章もないことよりすれば、『左伝』に近い時代区分に関する意識をもって、その時代の歴史を記述することが本書の一つの目的となっており、この点一種の歴史書としての性格をもつものとみなせる。

更に見ていくと、本書はまたその歴史事実を通じた訓戒を読者に与えんことを一つの目的としているとみなせる。

『春秋事語』各章に記された結末の叙事文を見てみると、前掲の表の梗概欄を見ると気づかれると思うが、多くの章で、ある人物の非業の死、国の敗戦・滅亡といった悲劇的事態が記されている。二―燕の大敗、三―智氏の滅亡、四―叔仲恵伯の死、五―曉朝の死、六―伯有の死、七―蔡の滅亡、八―虞の滅亡、九―寧召子の死、十一―隱公の死、十三―宋襄公の敗戦、十四―呉王の死、十五―閔公の死、十六―彭生の死、という具合である。残る一・十・十一の各章のうち、一・十一は破損や衍文があつて明確でないというだけ、他の文献との比較等によつてみてみると、これもまた悲劇的事態であることが推測され、第十以外はすべてこの種の事を題材としてみるとみなせる。更にそれぞれの章の言説部分を見ると、その言説がそれらの悲劇的事態の生起した要因を読者に読みとらせる内容となつていふことに気づかれる。今、比較的破損の少ない章によつて一例を示すならば、例えば第十六章は、魯の桓公夫人文姜をめぐる斉の襄公と魯の桓公の争いの中で、斉侯が公子彭生をして魯侯を殺害せしめたというのが導入の叙事文で、そのあとにこの彭生に対する医寧の批判が記されている。その批判は、まず一般論として賢者や知者のあり方を述べ、それとの対比で「今彭生近君、□無尽言、容行阿君、云云」<sup>⑤</sup>と彭生の非を言い、最後に「彭生某不免(乎)、禍李(理)属焉」とその非業の死を予言している。そして末尾の結末を述べる叙事文で「斉侯果殺彭生以説魯」と、医寧の言の正しかったことが述べられる。つまり、ここでの医寧の言は、予言的言説の形式を通じて、彭生の非業の死の要因が彼自身の不徳にあつたことを説明する役割を持っているといえるだろう。そしてこのような説話は、読者の側か

からみるならば、その予言の軸となっている行為が、歴史事実を検証された鑑戒として感得せられるであろう。

『春秋事語』十六章中この種の予言を含むことが、残存する字句から直ちに指摘できるものとして、五・六・七・九・十一・十二・十三・十四・十五及び右の十六章の都合十章を数えることができる。そしてその予言の軸となっているのは、今見た第十六章が「賢者」・「知者」なるものの当為を軸としていたように、今一々例示する暇はないが、ほとんどが儒家的道徳であるとみられる。右十章以外の一・二・三・四・八・十の各章のうち、一〜四の各章もその記述形式その他から推せば、やはり右の十章と同類の説話と推定できる<sup>(7)</sup>。また八章も、前掲の表の梗概欄にも示しているように、賄賂の為に国を亡ぼした貞公の暗愚ぶりを強調することがテーマとなっており、これまた鑑戒としての意義を有するものである。

こうしてみてみると、『春秋事語』十六章は、第十章を除いて、すべてが非業の死・敗戦・亡国といった歴史上の悲劇的事態をテーマとし、その事態の発生要因を、儒家的道徳を軸にした予言的言説などの形式を通じて描写するものであり、歴史事実を通じた鑑戒の書としての性格が極めて強く、このことにも、本書編集の意図を認めなければならぬと考えられる。そして、その鑑戒が春秋期の諸侯・卿大夫等の貴族の間に発生した事態を通じてのものであることを考えれば、その鑑戒はそれらに対応する階級の者に向けられていると考えられ、この点からも本書が貴族の教養ないし啓蒙を目的としたものであることが窺える。

ところで、張政娘氏は先に紹介したように、本書を『鐸氏微』との性格の共通性を指摘しているが、これも妥当な見解かと思われる。まず、『史記、十二諸侯年表序』においてこの『鐸氏微』が「左伝」と関連する書を列記する文脈に出てくるから、張氏の指摘のように『鐸氏微』も春秋説話の抄録とみなされる。また、これに加えて同書の「鐸椒為楚威王傳、為王不能尽觀春秋、采取成敗、卒四十章、為鐸氏微」という記載の「采取成敗」という一句に着目すれば、これまた春秋期の王侯貴族あるいは国家の死生存亡の跡を記述し、その歴史事実を通じた鑑戒を意図していると思われ、右にみた『春秋事語』の意図と合致するものごとくである。

ところで、賈誼の『新書』を見ると、「春秋」と称する一篇がある。これは『春秋事語』同様、幾章かの個々に独立した説話の集録であり、現存する文献中、『春秋事語』に最も近い性格のものとして注目される。そこで、章を改

め、この「春秋篇」を検討し、以て『春秋事語』の性格を更に考えてみたい。

### 三

「春秋篇」は十章の説話よりなる。時代別にみると、春秋期のもの七章、戦国期二章、秦代一章であるが、これも『春秋事語』同様年代の先後の順は不整理である。ほとんどの章で、その末尾にそこで記述された説話をまとめる儒家的な短文がみえている。よって厳密には、『春秋事語』と体裁を同じくするとはいえないが、しかし、個々に独立した説話を何章かにわたって列記するその体裁は極めて似ているといえる。

『春秋事語』は右にみたように鑑戒の書としての性格が強いのであるが、「春秋篇」もまたそのような性格を読みとることができ、この点でも両者は一致しているといえる。

今少しくその内容を見てみると、第一章は楚の恵王が食事中、器の中に蛭を見つけたが、直ちに料理番を責めれば、彼が厳しい処罰にあうので、それに忍びず、そのまま蛭を呑み込んで、そのため腹痛を起こす。これを聞いた楚の令尹が「王仁徳有り。天の奉ずる所なり。病ひ傷ふことを為さじ」と語ったが、果たして蛭は害をなさず、そればかりか、「久病心腹の積」も皆愈えてしまったというものである。そして最後にこの説話は「故天之視聽不可不察」という一文でまとめられている。

また、第二章は、衛の懿公が贅を極めて鶴を愛好し民を顧みず、優を貴んで大臣を軽んずる等の不徳のため、翟の來寇に遭っても、國中戦意を喪失して、遂に懿公は国を失ったというもので、本章は、この後、地の文でやや長い儒家的内容の評論が続き、最後に「語」のことばや管仲のことばが引用されて記述が結ばれている。

以下第八章まで、右の二例のように王侯の地位にあるものの説話で、彼の徳不徳が彼自身の吉凶、彼の国家の治乱存仁を決するということを主旨とする内容の説話となっている。残りの第九章は、秦の二世胡亥に関するもので、その公子時代、甚だ傲慢な態度があり、ために諸侯の間では、秦の破滅が予想されていたというもの。第十章は楚の莊王の令尹孫叔敖の少年期の説話で、彼が少年期になした或る徳行により、人々が彼の仁なるを喩っていたため、彼が

令尹となるに及び、未だ治めないうちから、國中の信頼を得たというもので、これらも、ただ主人公が王侯ではないという点で前八章とは異質であるが、主旨は同じである。

このように「春秋篇」は、全篇が王侯の地位にある者あるいはそれに準ずる者の徳性が彼の吉凶やその国の治乱存亡を決するということを主旨とするものであり、歴史事実を通じた鑑戒の書としての性格を有するものといえる。なお、その中で、特に二世胡亥のように後継者の位地にある者、孫叔敖説話のように少年期の人物の説話が敢て採られていることよりすれば、本篇が特に王侯の子弟に対する鑑戒として作られているという感が強い。

ところで、同じく『新書』の「傳職篇」を見ると、

或為之称春秋、而聳善而抑惡、以革勸其心。教之礼使知上下之則宜。或為之称詩、而広道顕徳、以馴明其志。……此所謂学太子以聖人之徳者也。

という一文がある。これは太子教育に際して用うべき科目とその目的を述べたもので、先の張政娘氏の『春秋事語』の性格に関する見解の基礎となった『国語、楚語下』の申叔時の言と極めて似た文である⑧が、それはともかくとして、この文中の冒頭で定義されている「春秋」なるものの教育目的、「善を聳めて悪を抑えて、以て其の心を革勸す」と、今見た「春秋篇」の鑑戒の書としての性格とはよく符合しているとみなせる。また「春秋」という呼称も一致している。このことから「春秋篇」は太子等の王侯の子弟教育に際して用うべき教科書、言い換えれば、「傳職篇」に所謂「春秋」の具体物（あるいはその一部）として編集、提示されたものとみなすことができる。右に見たように「春秋篇」が二世胡亥や少年期の孫叔敖の説話を引いており、その点から本篇が特に王侯の子弟を対象として考えると考えられたことも右の見方の妥当性を示している。

そうすると、『鐸氏微』・『春秋事語』と並んで、王侯貴族の教養あるいは啓蒙を意図して、春秋説話等の古事・古言を抄録した書として今また「春秋篇」をも数えることができることとなる。

ところで今本『新書』が賈誼の手になる旧本でないことは、古来から指摘されているところである。しかしある程度は旧本の伝統を持つことも指摘されている⑨。「春秋篇」に関して言えば、私は賈誼その人にかなり近づけて考えてよいと思う。この「春秋篇」の「春秋」という呼称より考えて、本篇の成立は武帝期以降に下り得ないとみられるからである。

なせなら遅くとも武帝期までには、公羊学によって、孔子の筆削した経の『春秋』が世に行われるようになったのであり、この時期に至れば、孔子の『春秋』とは内容を異にするこの篇に「春秋」の名を冠することはできないと考えられる。また賈誼は文帝に対し、漢家の安寧長久のため太子教育の重要なことを説いたことで有名であるが、『漢書・賈誼伝』を見ると、その根拠の一として、秦の二世胡亥に辞讓礼義が教えられなかったことが秦の滅亡の原因となったことを指摘しており<sup>⑩</sup>、これと『春秋篇』の第九章の胡亥説話はよく符合している。更に、『漢書・賈誼伝』を見ると、彼はしばしば管仲の言を引くが、「春秋篇」でも先に指摘しておいたように、第二章に引かれている。これらの点から、私は「春秋篇」を賈誼あるいは彼に非常に近い後学の手になるもの、時期的には文帝期のものと考えてさしつかえないと思う。

さて、話はやや脇にそれたが、これまでの検討により、王侯貴族の教養ないし啓蒙を目的とする、「春秋説話」等の古事・古言の抄録という点で、性格が共通するものとして『鐸氏微』・『春秋事語』・『春秋篇』の三書を指摘できると思われるが、この種の書が上は賈誼のごとき一流に属する学者から、下は『春秋事語』のごとき、恐らくは無名の人物によっても編まれていることよりすれば、この種の書の編集はかなり広く行われていたものと推察される。『漢書・芸文志』の春秋家の項に、右の『鐸氏微』に前後して、『左氏微』二篇・『張氏微』十篇・『虞氏微伝』二篇等が記されている。これらは「芸文志」において、前後の記述の仕方から推して、『左伝』に関連する書として掲げられていると見られるが、この点から考えて、また、これらが『鐸氏微』と一連のものとして列記されている点から考えると、それらの内容も、春秋説話を中心とした古事・古言の抄録であり、右に見た三書とは同類のものであったと想像され<sup>⑪</sup>、貴族教育を目的とした古事・古言の抄録の一定の流行を思わせる。そうすると、張氏のように『国語』、『楚語下』の申叔時の「春秋」(古事・古言の集録)等を太子教育に用うべしとの教育論を、そのまま春秋期あるいはそれ以前からの具体的貴族教育の伝統と受けとることはできないが、考え方としては、賈誼の「春秋篇」が事実そうであったように、「春秋」(古事・古言の集録)を貴族教育の具とすべしとする申叔時の主張に示されるような、儒家の貴族教育論を、これらの抄録類が、背景にしているものとみることができるであろう。右の一連の書の中で、『鐸氏微』は戦国中期の編<sup>⑫</sup>、『虞氏微伝』は戦国末期以降の編<sup>⑬</sup>と考えられるが、そうすると、戦国中期頃より、儒家の一部に、「春秋」(古事・古言の集録)によって、特にその歴史事実の鑑戒的意義を通じて、王侯貴族の子弟を教

育すべしとの主張が起こり、その主張を背景として、多くの儒者によって、個々に古事・古言の抄録が作られたが、その具体物が右の一連の書であり、その中で今日見ることのできるものが、『春秋事語』であり「春秋篇」である、ということになると考えられる。また、このことより、『春秋事語』の編集の時期を考えると、それは戦国末より、帛書『春秋事語』の書写の下限である漢初文帝期の間と見ておけば大過なからう。

#### 四

さて、次には以上のように性格づけられる『春秋事語』を通じて、その当時の春秋説話の伝承状況の一端について検討してみたい。

まず、問題となるのは『春秋事語』が、その説話の供給源として、古事・古言の一大集録たる『左伝』や『国語』を用いていないという点である。『春秋事語』十六章中、前述のように、多くの章は言説部分が『左伝』を始め他書に見えず、特にその部分まで含めて『左伝』と共通性を有するのは、四・八・九・十のわずか四例しかない。その中で、四・九の両章の言説部分は『左伝』よりはるかに詳しいもので、とても『左伝』に拠っていると考えられない。また第八章は『文物』等の『春秋事語』釈文の注に指摘されているように、むしろ『穀梁伝』との近似性が、部分的ではあるが、強い。その中で第十章は極めて『左伝』に似ているが、しかし、仔細に見ると一、二の相異点が指摘できる。例えば本章の導入部分の叙事文は、「(呉)人会諸侯、衛(衛)君(後)、呉人止之」というもので、ここでは呉人がすでに衛侯を引き止めたことになっていて、その後には呉の太子否と魯の子貢との対話が連なる。『左伝』哀公十二年の記事では、これが太子否のことばの中で、「寡君願事衛君、衛君之来也緩。寡君懼、故將止之」と、未然のことばとなっている。更に『左伝』の子貢のことばの中の「夫墮子者得其志矣」という一節が『春秋事語』にはない。この相異点から考えれば、『春秋事語』が本章を『左伝』から取っているとはみなせない。しかし、あるいはこれらの相異点は、誤記によるものとみられるかもしれない。しかし、『春秋事語』十六章中、十五章が『左伝』とは異なる伝承から取られている中で、この一章のみを『左伝』から取ったとも考えられまい。なお『春秋事語』各章を『国語』

と比較して、引用の有無を吟味する必要のある程に近似性を有するものは一章もない。

では、他の何らかの文献からの引用は認められるであろうか。今述べたように第八章などは『穀梁伝』との近似性が指摘され、また前掲表に示しているように、他の種の文献にも似た説話が見える。第三章なども多くの文献に類似説話を見出せる。更に第十六章は『管子・大匡篇』の一節に極めて近似している。しかし、このうち、第三章はその文中に□赫なる人物の言説が引かれているが、これは他文献には全く見えない。また第八章の『穀梁伝』との近似性も、その中の宮子奇の言が『穀梁伝』と似るという程度で、そこに引用関係を認め得るほどのものではなく、多くの相異点が指摘できる。たとえば『春秋事語』中に見える「是不見亡之在一邦之後、而卷(卷)在耳目之前」の句は『穀梁伝』に見出すことはできない。のみならず、他のどの文献の類似説話にもこれに似た句はない。

更に第十六章は確かに「大匡篇」に極めて似るが、ここでの言説者医寧が、「大匡篇」では、豎曼となっているという具合に、これまた相異点が見出せる。

要するに『春秋事語』各章をそれぞれに類似する説話と比較した場合、類似はしているが引用関係を認め得るほどのものは現存する文献にはないと言わなければならない。では何らかの既に散佚した文献に基づくのであろうか。

ここで今また『春秋事語』十六章の言説部分の多くが、他書に見えないということに着目してみよう。このことは十六章の説話が、元来至って限定された範囲の中で伝承されていたものの中から採られたことを示していると考えられるであろう。また、『春秋事語』十六章中、第三章にわたって、閔子辛なる人物の評論が引かれている。この人物は第六章で前五三年の鄭の伯有の死を予言し、第十一章で前七二二年の魯の隱公の死を予言し、第十五章で前六六〇年の魯の閔公の死を予言しているというように、彼の評論が、二百年近く隔たる事件の、後世からの評論というのではなく、事件当時の傍觀者の立場からの評論として引かれている。この点矛盾しているが、この矛盾に気付かれることなく十六章中、三章にもわたって引かれていることから、この閔子辛なる人物は『春秋事語』において非常に重要な人物となっているといえる。よって、『春秋事語』の編者が、この閔子辛の後学ではないかとの張政烺氏の意見も出てくる<sup>(1)</sup>のであるが、それはともかくとして、この人物は他書に見出すことができず、全く何人か分らない。このことは、『春秋事語』の独自性、閉鎖性を示しており、それが、かなり限られた範囲内で伝承されていた春秋説

話の一部であったことを物語ると思われる。もともと、張政烺氏は、この閔子辛は孔子の弟子の閔子騫ではないかと推定している<sup>⑮</sup>が、仮りにそうであるならば、右の見方はなおさら強まる。なぜなら、他の文献において、彼を『春秋』あるいは史学的なものと何ほどかでも関つたとするものはなく、彼をそういうものと捉えるのは、『春秋事語』だけということになり、その独自性が増すばかりである。

なお、前章で『春秋事語』と性格の似たものとして指摘しておいた『新書、春秋篇』について同様の検討を試みても、同じ結果が得られる。全十章中、他文献に類似説話を捜すと、第二章が『左伝』閔公二年の一節に類似するのみで、他は筆者の見限りでは類似説話を見出せない。その第二章と『左伝』の記事を比較すると、これまた、種々の相異点が指摘される。本章は、先に見た衛の懿公と鶴の話であるが、全体的にみて「春秋篇」が『左伝』より記事が詳しい。また『左伝』では狄との戦いに際し、鶴愛好によって国人の反感を買ったため、自ら出陣して労沢の戦場で死んだことになっているが、「春秋篇」では狄が衛国に侵攻して、衛公は奔死したことになる、という具合であり、「春秋篇」がこの章を『左伝』より採ったとはみなされない<sup>⑯</sup>。

このように「春秋篇」もまたその説話伝承の独自性、閉鎖性を有しており、これまた限られた範囲内に伝承されていた古事・古言類の一部であったとみられる。

ではそれらの限られた範囲としてどのようなものが想定されるかと言えば、『春秋事語』の編者なり、「春秋篇」の編者、即ち賈誼あるいは彼に近い後学なりが属していた学統、学派と見るほかはあるまい。あるいは地域的な問題も考えられる。もしそうであれば『春秋事語』はその出土地湖南省長沙の地域性をもつものでなければならぬが、湖南省の故地楚国の説話は、前掲表に示しているように、『春秋事語』には一章もない。従って当面右のように考える外はないだろう。

このように『左伝』や『国語』に体裁の非常に似、部分的には非常に類似する説話をもつ『春秋事語』や『春秋篇』の各説話が、それぞれの編者の属していた学統、学派内に独自に伝承されていた古事・古言類より、採られたものとするれば、このことより類推して、それら二書の編集された時期、即ち戦国末から漢初にかけて、それら以外の他の多くの儒家的な学統、学派にも、その内部で個々に伝承されていた『左伝』・『国語』に形式の似た春秋説話を始めと

する古事・古言類の伝承体が想定されることとなる。それらが竹帛に書せられたものであったか口承であったかは明確ではないが、それらは『春秋事語』や「春秋篇」の体裁から推して、年代の先後や国別のまとまりもない、一つの説話がそれぞれ独立したものであったと考えられる。なお、『春秋事語』所載の説話が上は魯の隠公年間より下は同じく悼公年間の晋の智氏の滅亡までというように、『左伝』の記述期間と一致し、『国語』とは下限において一致していたことは先に指摘しておいた。ところが一方「春秋篇」は多くは春秋期のものであるが、戦国期及び秦代のものも混っていた。これらのことを考慮に入れて考えると、ここに想定した戦国末より漢初の間多くの儒家の学統、学派内の伝承は、春秋期と戦国期以降とに一線を画す歴史意識が一応存してはいたが、伝承体そのものは両者混淆したものであったとみられる。更にこれらの儒家の学統、学派における伝承が、『春秋事語』や「春秋篇」の時代、すなわち、戦国末から漢初の間忽然と現われるということは有り得ないから、その伝承の起源は戦国期のかなり早期まで溯り得ようが、それぞれの説話も多くの場合、起源的には同一のものであったのであり、学統、学派の分派に伴い、それが多様化、異説化し、戦国末から漢初に至って、右に具体的に見たような類似説話間の相異現象として反映しているものと考えられる。

なお、『漢書・芸文志』を見ると、『公羊外伝』五十篇、『穀梁外伝』二十篇なるものが記されている。これらは恐らく、公羊・穀梁それぞれの学統の内部に伝承されていた春秋説話を成書化したものではないかと考えられ、公羊・穀梁の学統がこうした独自の説話の集録を有していたとすれば、右の見方の一傍証ともなろう。

## 五

さて最後に、前章までの検討の結果を通じて、『左伝』や『国語』の成り立ちについて若干の考察を加えて小論を閉じよう。

右に見たように戦国期より漢初の間には、『左伝』・『国語』以外に、それらと形式や内容の近似する春秋説話が、多くの儒家の学統、学派によって独自に伝承されていたと考えられるのであるが、今もし、『左伝』や『国語』が、

戦国の早期に成立し、世に行われていたとすれば、このような学統、学派を単位とする伝承は、そもそも発生していたであろうか。特に『左伝』について考えるに、『左伝』は聖人の修定した経、『春秋』の伝とされる書である。もし、『左伝』が戦国の早期より、そのような権威を有する書として存していたとすれば、儒家はそれを用いれば済むのであり、敢えて自ら春秋説話の蒐集、伝承をする必要性はなかったであろう。あるいは、戦国期もやや下って、儒家の学統、学派にそのような伝承が既に形成された後、『左伝』が出てきたとすれば、それらの伝承は、権威ある『左伝』に取って替られ、漸時消滅に向かうであろう。あるいはそうでなくても、『左伝』の出現は、それらの伝承に何らかの影響を与え、少なくとも、それらの伝承は、『春秋』あるいは『左伝』の紀年によって、年代上の配列が順序立ったものとなっていたであろう。しかるに、『春秋事語』や「春秋篇」より窺われるように、漢初においても多くの儒家の学統、学派に春秋説話が伝承されていたのであり、それらは同じく両書から窺われるように、説話の配列が年代上順序立っていなかったもののごとくである。更にこれら『春秋事語』や「春秋篇」は、第三章で検討したように「春秋」を以て貴族の子弟を教育すべしとの儒家の一般的主張を背景として、戦国期から漢初の間多くの儒者によって、個々に具体的に編集されたものの一と考えられた。言い替えば、これらの書は、「春秋篇」がそうであったように、その意味における「春秋」の一部を制作ないし復元せんとするものであったとも見られる。そうすると、「春秋篇」のころまで、「春秋」とは、儒家が個々に編集すべきものであったのであり、このことは、儒家の学統、学派を超えて「春秋」と認識されているものがなかったことを示している。とすれば、聖人の修定したと認識される経の『春秋』の存在そのものが疑われてくることとなり、その伝たる『左伝』の存在はなおさらのこととなる。なお、『春秋事語』や「春秋篇」等が貴族教育のための「春秋」を制作ないし復原せんとするものであったという見方は、「春秋篇」の性格からの演繹であるが、これがもし妥当でないとしても、「春秋篇」に限っては、先に「傳職篇」を通じて検討したように、そのような意義を認めることができるから、右の見方は、少なくとも「春秋篇」の存在によって妥当性をもつ。いずれにしても、先の「春秋篇」の編集期の考察においても述べたように、賈誼のとき既に経としての『春秋』が存していたのであれば、「春秋篇」は今また別の名称となっていたはずである<sup>(1)</sup>。

以上のように見てくれば、『国語』はともかくとして、『左伝』の成立、あるいは、それが世に行われるようになる

った時期は、よほど早く考えても、先秦に求めることはできず、可能性としては、文帝期の「春秋篇」にも遅れるものとの見方も成り立つ。一方『国語』も、先秦の早期より世に行われていたと見ることは、先に述べた理由により、できないと考えられる。更に考えるに『左伝』・『国語』の成立ないし、流布の時期が、このようになりの後期まで引き下げて考えられること、及びその期には、それら以外に、多くの儒家の学統、学派に、その学統、学派を単位として、春秋説話が伝承されていたことを考え併せれば、『左伝』や『国語』も本来は、そのような学統、学派の伝承と同レベルのものであったとも考えられてくる。しかし、この点については、更に論ずべきこともあるので、今の段階では、推測にとどめておこう。

さて、小論は馬王堆出土の『春秋事語』の性格を吟味することを通じて、戦国期より漢初の間、儒家における春秋説話の伝承の形態について推論を試み、更にその結果から示唆される『左伝』・『国語』の成立の時期について考察を加えた。それによると、戦国期より漢初の間には、儒家の多くの学統、学派にそれぞれ独自に伝承する春秋説話が存していたものと考えられた。

これまで、戦国期より漢初の間、春秋説話伝承の主体として、『左伝』や『国語』及びその他の現に春秋説話を記載する文献以外には特に精査されていなかった。たとえば、『史記』の春秋記事が、何に基づくかに関する議論や論者の前提を見ると、主に『左伝』や『国語』が考えられ、この両書に見えないものが『史記』に見えたり、或いは今本『国語』より大部で、その本来の体裁であった旧本『国語』の存在が相定されたりしている<sup>18</sup>。また『左伝』・『国語』が『史記』に先行しないと論者は、『史記』の記事と近似するものが、『史記』の先行文献に見出されるときは、それを説話の伝承の主体とみ、見出せない場合は、何らかの莫然とした資料の存在が想定されている<sup>19</sup>。『史記』が『左伝』・『国語』を引用していることは、鎌田正氏の詳細な検討<sup>20</sup>によって承認し得ると考えるが、私は右の検討を通じて、『左伝』・『国語』及び他の文献に見えない『史記』の春秋記事の多くは、当時の儒家の学統、学派に個々に伝承されていた春秋説話によるものと考ええる。

ところで、私は以前より、『左伝』が先秦より流布していたことを論証する一方法として、先秦の各書に『左伝』と類似した説話や字句を指摘するという方法が採られているのを見、実際にその記事を見てみると、往々にして、大

同ではあるが小異を持つものにぶつかり、常々この方法に批判の目を向けていたのであるが、右の結論によれば、少なくとも儒家の文献に関する限り、その『左伝』との類似説話は、『左伝』より採ったのではなく、それぞれが独自に伝承していたものと見ることの方がより妥当である、少なくともその可能性を持つことになる。また、儒家以外の文献に見えるものも、『左伝』ではなく、右に想定したような当時の儒家の学統、学派による伝承に基づくものとの見方も可能となり<sup>②</sup>、この方法によつては『左伝』の先秦成立説の根拠は示し得ないこととなる。

なお、筆者は別の機会に『左伝』の礼理論や人間の実践に関する理論について思想的な検討を試み、『左伝』の礼理論は荀子のそれを受けるもので、道家の流れを汲む『呂氏春秋』の『本生篇』の実践論を受け、これを克服するという意義をもつものであること、また『左伝』の中に『易』、繫辭伝の実践論への批判も見えることなどから、その成立の時期を、秦漢の交から漢初の間求められることを一視点として提示した<sup>③</sup>。

『春秋事語』及び『春秋篇』を通じた小論の検討によれば、右に述べたように、やはり『左伝』は先秦期のものとみなし得ず、むしろ、文帝期以降との見方も成り立ち、前稿の結論との一応の符合を見た。前稿では『左伝』成立の下限を『史記』すなわち武帝期においた。もしそれが文帝期以降であるならば、『左伝』は文景期にできたことになり、甚だ具体性をもつが、その検討は今後の課題である。

### 注

① 唐蘭氏「馬王堆出土『老子』乙本卷前古佚書的研究」(『考古學報』一九七五年第一期)序論注①参照。

② 「長沙馬王堆二、三号漢墓帛書簡報」(『文物』一九七四年、第七期)。

③ その他には、裘錫圭氏の『鐸氏微』と同類の書で、『左伝』の系統をつぐものとする見解があるが、これは張政烺氏に撰取されたものと思われる。また唐蘭氏の『公孫固』十八章とする見解もあるが、これはいささか臆測にすぎるだろう。いずれも「座談長沙馬王堆漢墓帛書」(『文物』一九七四年、第九期)。

④ 注③の記事における曾憲通氏の見解。

⑤ 第一章は破損でその内容がよくわからないが、『國語』晉語三・3「惠公既殺里克而悔之」の条を本章の類似

説話と見ることができると思われ、そこでは里克を殺した恵公の死が予言されていることから、このように推測される。第十二章は衍文で結末が不明となっているが、その前の言説部分は宋の閔公の死を予言するものであるから、この衍文は本来彼の死を記するものであったと考えられる。

⑥ 帛書からの引用文はすべて『馬王堆帛書漢墓』「參」の釈文に従っている。引用文中の□「ハ」(「ハ」)のマークも、そこでの用法に従う。因みに□は欠字、「ハ」通行本によって補う字、「ハ」仮借・異体字の本字、「ハ」誤字を訂正した字である。

⑦ 第一章については注⑤で述べた。第二章の言説部分を見ると冒頭に周の文王・武王の軍旅の様子を述べ、それとの対比で、子□の行動を批判するもので、また結末は燕の大敗を記しているように、本文で見た第十六章と同一の形式である。よってこれも予言説話とみることができる。第三章は、言説部分を見ると、「今□波而服、君弗見、是辱二主……臣恐□□□□也」という部分があり、これから推すと、この言説は、智氏の臣下がその君に対して、その韓・魏の智氏への対処に非道徳性のあることを述べつつ、韓・魏の智氏への報復を予言的に述べたものようであり、末尾の「三家為一、以反知□□」というのは、その予言の正しかったことを検証する役割をもつと考えられる。第四章も直接予言説話であることを示す箇所は指摘できないが、言説部分の中に「今禍滿(「満」、釈文の注によって正す)矣」や「其事惡矣」などの句を見ると、これも東門襄仲の死を予言するものと考えられる。

⑧ この「傳職篇」の文が『国語』を引用したのか否か、後の考察に関連して問題となるので、今そのことを検討しておく。『国語』の記事と比較するとこの文は、確かに似ており、冒頭の「或為之春秋、而聳善而抑惡、以革勸其心」などは、この中の「革」が『国語』で「勸」になっているだけで全く一致しており、その他にも、類似した句を見出すことができる。しかし、類似した句も見えるかわりに相異なる句もあり、『国語』に述べられた太子教育の科目は「春秋」「世」「詩」「礼」「樂」「令」「語」「故志」「訓典」の九科であるが、「傳職篇」では、「春秋」「礼」「詩」「樂」「語」「故志」「任術」「訓典」の八科となっていて内容も異なっている。もし「傳職篇」が『国語』を見たとするならば、なぜ九科を八科とし、その内容を変改せねばならないかの

説明がつかない。よって筆者は両者に直接的引用関係は認められないと判断する。

⑨ 重沢俊郎氏『原始儒家思想と経学』第一部一四、及び金谷治氏『秦漢思想史研究』第三章第三節一二。

⑩ 夫三代之所以長久者、以其輔翼太子有此具也。及秦而不然。其俗固非貴辭讓也、所上者告訐也。国非貴礼義、所上者刑罰也。使趙高傳胡亥而教之獄、所習者非斬刺人則夷人之三族也。……豈惟胡亥之性惡哉。彼其所以道之者非其理故也。(『漢書、賈誼伝』)

⑪ 注③の裴錫圭氏もこれらのものを同一性格の書と見ている。

⑫ 本文に引いた『史記、十二諸侯年表序』の記載によると、『鐸氏微』は鐸椒が楚の威王のために作ったとされる。楚威王の在位は前三三九〜三二九年であるから戦国中期とみなせる。

⑬ 『虞氏微伝』は、その呼称より考えて、『史記、十二諸侯年表序』に所謂『虞氏春秋』八篇の抄録とみなされるが、『虞氏春秋』の虞卿は、同書によれば、趙の孝成王の相とある。趙孝成王の在位は前二六五〜二四五年、即ち戦国末期であるから、その抄録本はそれ以降の作となる。

⑭ 張政烺氏前掲解題。

⑮ 同右。

⑯ あるいは「春秋篇」が『左伝』のを適当に改変したものとみえるが、双方とも主旨そのものは同じであるから、改変の必然性が見当らない。

⑰ 『漢書、儒林伝』では賈誼を『左伝』の伝授者として挙げているが、このように見ると、従うことはできない。

⑱ 鎌田正氏『左伝の成立と其の展開』一八一〜一八三頁。

⑲ たとえば津田左右吉氏『左伝の思想史的研究』第二篇「左伝の説話とその発展径路」における考察では、このような前提で議論が進んでいる。

⑳ 鎌田正氏前掲書第一編、第二章、第二〜三節。

㉑ なおこの表現は『左伝』と異なる春秋説話の伝承が、このような形でも存したとこれまでの検討により言い得

るからのものであり、これらの儒家の伝承以外に全くなかったと見てのものではない。儒家以外の文献の春秋説話が、その文献の作者の属した学統、学派に古来伝承されていたものである可能性も十分認められる。

⑳ 拙稿「左伝の成立に関する新視点」(『日本中国学会報』35)。